

市税は納期内に

納税に困ったらまず相談を

- ◆問い合わせ 税務課納税係(名寄庁舎2階)
☎ 01654③2111
(内線3206~3208)

名寄市の徴収率は98・9パーセント(平成30年度決算)で北海道35市の中では一番高い徴収率です。平成30年度の決算で、市税の収入未済額は約3400万円となり、昨年の約3600万円より、およそ7パーセントの圧縮を図ることができました。

また、国民健康保険税でも収納未済額をおよそ15パーセント圧縮することができました。このことは多くの市民の皆さまの納税に対する理解によるものです。

滞納は、市民生活に欠くことのできない福祉・教育・産業振興・社会基盤整備のあらゆる施策に影響が生じるだけでなく、滞納整理事務にも多額の費用がかかることから、非常に不利益となります。

公平・公正な納税のため、市では引き続き滞納整理の強化に取り組みます。

手続きは市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課でできます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書をご持参ください。

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度の手続きで自動的に納期限日に指定された市税等が引き落とされるため、納め忘れを防止でき、納付に出かける手間も省けます。

手続きは市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課でできます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書をご持参ください。

市では平成27年度からクレジット収納を始めました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、クレジット収納は決済手数料がかかります。

①市道民税
②固定資産税・都市計画税
③軽自動車税
④国民健康保険税
⑤介護保険料
⑥後期高齢者医療保険料
⑦保育料
⑧市営住宅使用料

便利で確実な口座振替を

市税等の納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。一度の手続きで自動的に納期限日に指定された市税等が引き落とされるため、納め忘れを防止でき、納付に出かける手間も省けます。

手続きは市内金融機関窓口、郵便局窓口、市役所名寄庁舎税務課・風連庁舎地域住民課でできます。預貯金の通帳、お届印、納税通知書をご持参ください。

市では平成27年度からクレジット収納を始めました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。なお、クレジット収納は決済手数料がかかります。

次のことあります。

名寄市の徴収率は98・9パーセント(平成30年度決算)で北海道35市の中では一番高い徴収率です。平成30年度の決算で、市税の収入未済額は約3400万円となり、昨年の約3600万円より、およそ7パーセントの圧縮を図ることができました。

また、国民健康保険税でも収納未済額をおよそ15パーセント圧縮することができました。このことは多くの市民の皆さまの納税に対する理解によるものです。

滞納は、市民生活に欠くことのできない福祉・教育・産業振興・社会基盤整備のあらゆる施策に影響が生じるだけでなく、滞納整理事務にも多額の費用がかかることから、非常に不利益となります。

公平・公正な納税のため、市では引き続き滞納整理の強化に取り組みます。

市税等が納期までに納められなかつた場合、納期から20日以内に督促状を発送します。督促状発送から10日までに完納されない場合は、差し押さえをしなければなりません。市では、督促状を発送してから約1ヶ月後に最終催告書を発送しているます。

督促状や催告書での納付がない場合、財産調査を行います。市役所で把握しているデータ(固定資産や軽自動車の状況など)をはじめ、金融機関に対し預貯金の残高照会、勤務先への給与支払照会など、さまざまな債権に関する調査を行い、調査の結果、財産を発見した場合は差し押さえを執行します。

市税などが納期までに納められていない
↓
督促状の発送
発送から10日までに完納されない場合は差し押さえの対象に
↓
催告書の発送
↓
最終催告書の発送
↓
差し押さえ

12月は納税推進強化月間

◆夜間納税窓口

12月は多くの市税等の最終納期です。新たな滞納を発生させないためには、納期内納付が大変重要です。市では12月を納税推進強化月間と定め、納税に関する取り組みを強化しています。

税は法律に基づき市が自ら徴収することとなっていますので、自力執行権があります。滞納者へは調査権を行使しています。

◆税の書道展

小学生による税の書道展の作品を展示します。

◇イオン名寄ショッピングセンター
(名寄地区の児童作品)
12月3日(火)~15日(日)
12月1日(日)まで

◇ふれん地域交流センター
(風連地区の児童作品)
12月3日(火)~15日(日)
※駅前交流プラザ「よろーな」での展示は終了しました。

滞納処分に関するQ&A

Q 勤務先に滞納を知られてしまった。

A 滞納している場合、勤務先への給与照会や給与差し押さえを行います。税は納期内納付が大原則なので、滞納がある以上、地方税法の規定により調査や差し押さえを行わなければなりません。

Q コツコツためた貯金を差し押さえられた。なんてひどいことをするんだ。

A 税金を払わずに貯蓄するのではなく、まず納税を優先してください。

*国税、地方税を問わず行政機関には差し押さえを行う権限が与えられています。

Q 勤務先に滞納を知られてしまった。

A 滞納している場合、勤務先への給与照会や給与差し押さえを行います。税は納期内納付が大原則なので、滞納がある以上、地方税法の規定により調査や差し押さえを行わなければなりません。

Q 自分より滞納額が多い人から差し押さえをしてほしい。

A 市は法律に従い業務を行っています。また効率の良い事務処理を目指しています。納期限を経過した場合は、滞納額に関わらず差し押さえを行います。

Q 払わないとは言つていいのに差し押さえをされた。

A 払わないと言つてないという人をただ待つだけの対応では、納期限に納付している多くの方との公平性が保てなくなります。

Q 法に違反していると思つ。

A 法律により、税金はすべての債務(借金含む)に優先すると定められています。よって、個人債務よりも税金が優先されません。

*税金の滞納がある場合の財産調査は個人情報保護法に抵触しません。

Q 借金があるから税金が払えない。

A 納税は国民の義務です。ほとんどの市民は納期内に納付しています。不公平や不満を理由として納付しないことは、きちんと納税している市民との公平性から許されるものではありません。事情がある場合は、まず窓口へ相談ください。

滞納処分の一環として、差し押さえのほかに「検索」を実施する場合があります。実際に家や関係先を訪れ、法律に基づく権限により家屋内に職員が入り、全ての部屋を調査します。強制執行のため断ることはできません。検索では預貯金通帳や帳簿の確認、家電製品や家財道具などの差し押さえを行います。車やバイクはタイヤロックをして差し押さえます。

これらの検索や差し押さえは、国税徴収法や地方税法に基づいて市に

滞納処分の状況		
年度	差押(件数)	公売(点数)
H24	345	53
H25	434	25
H26	304	40
H27	290	7
H28	306	1
H29	234	16
H30	172	10

に基づく財産調査を実施したうえで行政処分である「差し押さえ」を行います。

差し押さえの対象は国税の還付金をはじめ、預貯金、給与、生命保険などのほか、家電製品や除雪機などの動産、土地・家屋などの不動産も含まれます。

差し押さえた動産は、インターネット公売などで売却し、売上金を滞納市税などに充てています。

● 事情がある場合は必ず相談を

催告書や最終催告書には納付期限を記していますが、その日までの納付相談も促しています。

滞納に至るまでの生活状況の変化は、相談がなければ把握することはできません。そのため把握できていない場合は、滞納処分の手続きを進めることがあります。

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由により、一時的に市税等を納期内に納めることができます。滞納は、必ず納期内に市役所税務課に連絡する」となく執行するものであります。



税相談も促しています。

滞納に至るまでの生活状況の変化は、相談がなければ把握することはできません。そのため把握できていない場合は、滞納処分の手続きを進めることがあります。

病気や失業、事業の廃止など、やむを得ない理由により、一時的に市税等を納期内に納めることができます。滞納は、必ず納期内に市役所税務課に連絡する」となく執行するものであります。

